

競争入札参加資格審査申請事項の変更等について

<建設工事・測量・調査・設計等>

競争入札参加資格審査の申請内容に変更があった場合には、変更届に変更事項を証する書類等を添付して提出してください。

● 対象者について

- ・競争入札参加資格を有する者で、競争入札参加資格審査の申請後に、申請内容に変更が生じた者
- ・競争入札参加資格を有する者で、合併・営業譲渡・会社分割等により組織に変更が生じた者
- ・競争入札参加資格を有する者との間に、合併・営業譲渡・会社分割等により組織に変更が生じた者で、存続会社が競争入札参加資格を有していない者

● 変更届の様式について

1 競争入札参加資格変更審査申請書（北海道市町村統一様式第11号）

次のいずれかに該当するときは、北海道市町村統一様式第11号により資格の再審査の申請を行ってください。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合
- (2) 競争入札の参加者である共同企業体の構成員の事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により移転された場合
- (3) 競争入札参加資格者が会社更生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合
- (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く）である競争入札参加者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る）を変更した場合
- (5) 企業組合である競争入札参加資格者又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

（添付書類）

ア 合併した場合

- ①当該法人の解散登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し
＊登記未了の場合は、当該合併に係る総会議事録又は意思決定を示す文書の写し
- ②合併契約書の写し
- ③合併後の建設業許可通知書（工事に係る委託登録の場合は建設コンサルタント登録書等）の写し
- ④合併後の総合評定値通知書の写し（建設工事登録の場合のみ）
- ⑤年間委任状（該当する場合のみ）
- ⑥誓約書

【以下、存続会社が未登録の場合】

- ⑦存続会社の納税証明書（消費税及び地方消費税、都道府県税、町税）の写し

イ 営業譲渡した場合

- ①譲渡・譲受法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し
＊登記未了の場合は、営業の譲渡・譲受を承認する総会議事録
- ②譲渡契約書の写し

- ③譲渡後の建設業許可通知書（工事に係る委託登録の場合は建設コンサルタント登録書等）の写し
- ④譲渡後の総合評定値通知書の写し（建設工事登録の場合のみ）
- ⑤年間委任状（該当する場合のみ）

【以下、譲渡先の会社が未登録の場合】

- ⑥譲渡先の会社の納税証明書（消費税及び地方消費税、都道府県税、町税）の写し
- ⑦誓約書

ウ 会社分割をした場合

- ①営業の継承に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し
 - *分割登記未了の場合は、当該合併に係る総会議事録又は意思決定を示す文書の写し
- ②分割契約書の写し
- ③継承後の建設業許可通知書（工事に係る委託登録の場合は建設コンサルタント登録書等）の写し
- ④継承後の総合評定値通知書の写し（建設工事登録の場合のみ）
- ⑤年間委任状（該当する場合のみ）
- ⑥継承先の会社の納税証明書（消費税及び地方消費税、都道府県税、町税）の写し

エ 協同組合等である場合

- ①組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面
- ②新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面

2 競争入札参加資格審査申請書変更届（北海道市町村統一様式第12号）

次のいずれかに該当するときは、北海道市町村統一様式第12号により申請内容の変更を行ってください。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき
- (2) 組織に変更があったとき
- (3) 代表者に変更があったとき
- (4) 所在地に変更があったとき
- (5) 電話番号又はFAX番号に変更があったとき
- (6) 使用印鑑に変更があったとき
- (7) 建設業の許可及びその他の登録等に関する事項に変更があったとき
- (8) その他、競争入札参加資格審査申請書付票の記載内容に変更があったとき

（添付書類）

変更事項	添付書類						摘要
	証明書	登記事項	建設業許可	年間委任状	技術者名簿	誓約書	
商号・名称	○		○		○		標津町に納付すべき町税がある場合は町税等納税状況確認同意書を添付
組織変更 個人⇒(有)⇒(株)	○	○	○		○		"
代表者 (本店)	○		○		○		"
代表者 (支店・営業所)	△		△		△		年間委任状を使用する場合のみ原本を提出
所在地の変更 (本店・支店・営業所)	○		○		○		個人の場合、住民票又は営業証明書を添付

電話番号・FAX番号 (本店・支店・営業所)							
使用印鑑							
道内技術者の変更				○			変更後の全員について記入
許可換え（知事⇨大臣）		○					
許可の業種・区分変更		○				○ 廃業届	廃業・一般⇨特定
許可番号の変更 (所在する支庁の移管)		○					主たる営業所の所在地を移転したことによる
許可の更新		○					
資本金	○						

※ 添付書類は別に定めるほかは写しを添付すること。